

# 大分県報

平成二十八年  
号外（一四）  
三月八日

（火曜日）

## 目次

### 選挙管理委員会告示

|   |   |
|---|---|
| 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………                                | 一 |
| 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………                            | 一 |
| 政治資金規正法による政治団体の解散の届出の受理及び公表……………                          | 四 |
| 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出の受理及び公表……………                    | 四 |
| 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………                          | 四 |
| 公職選挙事務取扱規程の一部改正……………                                      | 五 |
| 衆議院議員、参議院（選挙区出馬）議員、大分県知事及び大分県議会議員選挙執行規程の一部改正……………         | 七 |
| 大分海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部改正……………                           | 七 |
| 参議院議員、大分県議会議員及び大分県知事選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部改正…………… | 七 |
| 大分県選挙管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………                    | 七 |
| 大分県選挙管理委員会が保有する個人情報等の保護等に関する規程の一部改正……………                  | 七 |
| 政治資金規正法に基づき少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部改正……………                   | 八 |
| 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の廃止……………                                | 八 |

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年三月八日

平成二十八年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 政党の支部（一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部）  
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日     |
|---------------------|--------|----------|----------------|-----------|
| 自由民主党大分県国東市・姫島村第一支部 | 木付 親次  | 矢野 昌弘    | 国東市国東町鶴川一九二〇—一 | 平二七・一二・七  |
| 自由民主党大分県竹田市第一支部     | 土居 昌弘  | 池田 浩     | 竹田市大字挾田六七〇     | 平二七・一二・二五 |
| 自由民主党大分県中津市第三支部     | 大友 栄二  | 黒沢 周次    | 中津市三光白木一七六四    | 平二八・一・二二  |
| 自由民主党庄内町支部          | 末光 秀夫  | 工藤 正文    | 由布市庄内町五ヶ瀬一—一六  | 平二八・一・一二  |

二 その他の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日     |
|------------------|--------|----------|--------------|-----------|
| 竹田市の未来を考える会（止水会） | 山村 英治  | 工藤 慶明    | 竹田市荻町馬場四二六一八 | 平二七・一〇・二七 |
| 藤木しんや大分県後援会      | 佐藤 洋   | 安部 浩     | 大分市舞鶴町一—四—一五 | 平二八・一・二〇  |

#### 大分県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 政党の支部（一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部）

大分県報号外（選管委告示）

| 政治団体の名称                    | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動の内容                   |                           | 異動年月日     |
|----------------------------|--------|------------|-------------------------|---------------------------|-----------|
| 自由民主党<br>安心院町支部            | 下村 和生  | 主たる事務所の所在地 | 新                       | 旧                         | 平二八・二・一   |
| 自由民主党<br>大分県私学協会支部         | 佐藤 武朗  | 代表者の氏名     | 佐藤 武朗                   | 小山 康直                     | 平二八・一・一   |
| 自由民主党<br>大分県中古自動車販売支部      | 中野 大   | 会計責任者の氏名   | 宮崎 千春                   | 脇谷 圭                      | 平二八・一・四   |
| 自由民主党<br>大分県ビルメンテナン<br>ス支部 | 藤原 忠和  | 代表者の氏名     | 藤原 忠和                   | 入江 浩司                     | 平二七・四・一   |
| 自由民主党<br>大分県林政支部           | 岩崎 泰也  | 会計責任者の氏名   | 川村 晃                    | 安東 宏                      | 平二七・九・一   |
| 自由民主党<br>大分市荷揚<br>校区支部     | 小橋 雅治  | 主たる事務所の所在地 | 大分市志手一<br>―二            | 大分市中央町<br>二―八―二<br>(株)一丸内 | 平二七・一・二七  |
| 自由民主党<br>豊後大野市<br>緒方支部     | 首藤 秀敏  | 主たる事務所の所在地 | 豊後大野市緒<br>方町馬場九四<br>―一〇 | 豊後大野市緒<br>方町下自在三<br>六二―一  | 平二七・七・二二  |
| 自由民主党<br>大分県第1区総<br>支部     | 吉良 州司  | 会計責任者の氏名   | 吉良 博子                   | 吉良 卓司                     | 平二七・二・五   |
| 自由民主党<br>耶馬溪町支部            | 中西 伸之  | 主たる事務所の所在地 | 中津市耶馬溪<br>町大字平田一<br>六〇四 | 中津市耶馬溪<br>町大字柿坂二<br>八九―二  | 平二六・五・一   |
| 自由民主党<br>本匠支部              | 田中 茂文  | 代表者の氏名     | 田中 茂文                   | 河原 修仁                     | 平二七・一・二七  |
| 自由民主党<br>別府市支部<br>連合会      | 三ヶ尻 正友 | 主たる事務所の所在地 | 別府市浜町七<br>―一二           | 別府市野口元<br>町一―三富士<br>吉ビル二F | 平二七・一・六   |
| 自由民主党<br>豊後大野市<br>支部連合会    | 生野 照雄  | 代表者の氏名     | 生野 照雄                   | 羽田野 金久                    | 平二七・八・一〇  |
|                            |        | 会計責任者の氏名   | 萩野 忠好                   | 永井 正                      | 平二六・一〇・二〇 |
|                            |        | 会計責任者の氏名   | 白石 雅規                   | 高山 豊吉                     | 平二七・七・四   |
|                            |        | 会計責任者の氏名   | 国実 久夫                   | 萩野 忠好                     | 平二七・一・六   |
|                            |        | 主たる事務所の所在地 | 佐伯市本匠大<br>字津々八六<br>四―二  | 佐伯市本匠大<br>字堂ノ間一三<br>八九    | 平二七・一・二七  |
|                            |        | 代表者の氏名     | 田中 茂文                   | 河原 修仁                     | 平二七・一・二七  |
|                            |        | 会計責任者の氏名   | 矢野 正人                   | 小山 正秀                     | 平二七・一・二七  |

| 政治団体の名称             |        | 代表者の氏名    | 異動事項         | 異動の内容        |           | 異動年月日                           |       |           |                         |                    |           |
|---------------------|--------|-----------|--------------|--------------|-----------|---------------------------------|-------|-----------|-------------------------|--------------------|-----------|
| 二 その他の政治団体          |        |           |              | 新            | 旧         |                                 |       |           |                         |                    |           |
| 安達きよしと「さすが！別府」をつくる会 | 安達 澄   | 主たる事務所所在地 | 別府市荘園六―三     | 別府市石垣東三―五―一五 | 平二八・一・八   | 古庄玄知と公正・公平な社会をつくる会(通称「古庄玄知後援会」) | 古庄 玄知 | 会計責任者の氏名  | 利根 健司                   | 後藤 大輔              | 平二八・二・五   |
| 池田じゅん子後援会           | 池田 淳子  | 主たる事務所所在地 | 速見郡日出町藤原一四八七 | 速見郡日出町藤原一八〇九 | 平二七・一〇・一五 | 全日本不動産政治連盟大分県本部                 | 石田 宣明 | 代表者の氏名    | 石田 宣明                   | 池田 哲也              | 平二八・一・一八  |
| 白杵商工連盟              | 小手川 強  | 会計責任者の氏名  | 武口 秀樹        | 北山 信夫        | 平二七・四・一   | ながい正事務所                         | 永井 昭二 | 政治団体の名称   | ながい正事務所                 | ながい正後援会            | 平二七・一二・一  |
| 大分県行政書士政治連盟         | 中野 裕治  | 会計責任者の氏名  | 岩崎 公宏        | 松本 一夫        | 平二七・五・二三  | 原田たかし後援会                        | 大城 正二 | 主たる事務所所在地 | 別府市荘園町三―二「原田たかし事務所」内    | 別府市鶴見八組三の上         | 平二七・一一・二七 |
| 大分県電気工事政治連盟         | 松木 年廣  | 会計責任者の氏名  | 東 裕之         | 次森 久雄        | 平二七・一一・一  | 原田たかし政策研究会                      | 原田 孝司 | 主たる事務所所在地 | 別府市荘園町三―二「原田たかし事務所」内    | 別府市鶴見八組三の上         | 平二七・一一・二七 |
| 大分県ビルメンテナンズ政治連盟     | 藤原 忠和  | 代表者の氏名    | 藤原 忠和        | 入江 浩司        | 平二七・四・一   | 藤田勝久後援会                         | 藤田 勝久 | 会計責任者の氏名  | 内川 かおる                  | 藤原 功吏              | 平二七・一一・七  |
| 奥塚正典後援会             | 前田 佳毅  | 主たる事務所所在地 | 中津市大字宮夫四三―二一 | 中津市中殿町三―三―一二 | 平二七・一一・二七 |                                 |       | 主たる事務所所在地 | 中津市袋町七五一                | 中津市島田八一三―一二        | 平二七・一一・一六 |
| 感動まちづくり構想推進協議会      | 神保 吉之助 | 代表者の氏名    | 神保 吉之助       | 長野 恭紘        | 平二七・七・一   | 松下としき後援会                        | 上杉 健二 | 主たる事務所所在地 | 津久見市上宮本町一―一〇ウインダム桜坂一〇―一 | 津久見市高洲町一六―二〇大村ビル二階 | 平二七・一二・一〇 |
| 清田てつや後援会            | 木許 フジ  | 主たる事務所所在地 | 佐伯市鶴岡町二―七―二三 | 佐伯市鶴岡町三―三―一七 | 平二七・一一・二〇 | 宮本幸生後援会                         | 宮本 幸生 | 会計責任者の氏名  | 宮本 英子                   | 吉野 宣男              | 平二八・二・五   |

平成二十八年三月八日

大分県報号外(選管委告示)

大分県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
平成二十八年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 政党の支部（一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由民主党大分市三佐校区支部

三浦 稔

平二七・一一・二

二 その他の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

井上晃一後援会

井上 晃一

平二七・一〇・三一

今吉次郎後援会

今吉 次郎

平二七・一二・三一

岡山栄蔵後援会

岡山 栄蔵

平二六・一二・三一

さかい政治政策研究センター

酒井 喜親

平二七・四・二九

さかい喜親後援会

角 弘起

平二七・四・二九

新栄会

加来 栄一

平二七・一二・二一

竹内さよみ後援会

竹内 小代美

平二七・一二・三一

浜田ひろし後援会・黄色いリボンの会

浜田 博

平二七・一一・三〇

広崎じょうじ後援会

廣崎 讓二

平二七・一二・一八

ふかづ栄一後援会

深津 栄一

平二七・一〇・三一

松下としき後援会

上杉 健二

平二七・一二・三一

大分県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
平成二十八年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体でなくなつた年月日

小野 弘利

小野ひろとし後援会

平二七・四・三〇

酒井 喜親

さかい政治政策研究センター

平二七・四・二九

竹内 小代美

竹内さよみ後援会

平二七・一二・三一

浜田 博

浜田ひろし後援会・黄色いリボンの会

平二七・一一・三〇

深津 栄一

ふかづ栄一後援会

平二七・一〇・三一

大分県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
平成二十八年三月八日

|                  |                |                      |       |   |           |
|------------------|----------------|----------------------|-------|---|-----------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称      | 異動事項                 | 異動の内容 |   | 異動年月日     |
| 原田 孝司            | 原田たかし<br>政策研究会 | 主たる事務所の所在地           | 新     | 旧 |           |
|                  |                | 別府市荘園町三―二「原田たかし事務所」内 |       |   |           |
|                  |                | 別府市鶴見八組三の上           |       |   |           |
|                  |                |                      |       |   | 平二七・一一・二七 |

大分県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙事務取扱規程（昭和三十年大分県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第九条中「令」を「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）」に改める。

第十八条中「第三十条の十四」を「第三十条の十五」に改める。

第六十四条を第七十条とする。

第六十三条中「第三十三号様式」を「第三十五号様式」に改め、同条を第六十九条とする。

第六十二条を第六十八条とする。

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査  
（開票結果報告）

第六十二条 開票管理者は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第二十一条の規定により審査分会長に結果を報告するときは、第三十三号様式によらなければならない。

（審査公報の様式）

第六十三条 最高裁判所裁判官国民審査法第五十三条に規定する審査公報は、第三十四号様式により作成しなければならない。

（審査公報の配布）

第六十四条 県委員会が審査公報を発行したときは、市町村委員会に送付し、市町村委員会は審査の期日前二日までに当該審査に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して配布しなければならない。

（審査公報の訂正）

第六十五条 審査公報の印刷に誤りがあつたときは、大分県報に正誤を掲載して訂正するものとする。

（選挙の投票を行わない場合）

第六十六条 最高裁判所裁判官国民審査法第二十五条第一項の規定により審査の投票を行うときの投票所及び開票所には、大分県何郡（市）何町（村）何投票区（何開票区）国民審査投票所（開票所）と記した標札を掲げなければならない。

2 最高裁判所裁判官国民審査法第二十五条第一項の規定により審査の投票を行うとき市町村委員会において開票管理者を選任する際は、事前に衆議院議員選挙人名簿に登録されている者の中から所属政党を調査しておき選任に際し支障のないようあらかじめ措置し、かつ、選任したときは直ちに文書で本人にその旨を通知しその承諾を文書で徴しなければならない。

（準用）

第六十七条 前五条に定めるもののほか、審査の投票及び開票に関しては、第五章及び第六章の規定による衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。

第十号様式の三中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。

第十号様式の四中「第16条関係」を「第15条関係」に改める。

第十号様式の五中「第16条の2関係」を「第16条関係」に改める。

第十号様式の六中「第17条関係」を「第18条関係」に改める。

第三十三号様式中「第111号様式（通札）」を「第35号様式（第69条関係）（通札）」に改め、同様式を第三十五号様式とし、第三十二号様式の次に次の二様式を加える。

第33号様式（第62条関係）（開票結果報告）

平成 年 月 日

最高裁判所裁判官国民審査  
大分県審査分会長 氏名

殿

〇〇市（町村）開票管理者  
氏名 印

開 票 結 果 報 告 書

年 月 日執行の最高裁判所裁判官国民審査の開票状況は、下記のとおりであるので、投票録及び開票録の写しを添えて報告します。

記

1 投票状況

| 投票区分    | 選挙人名簿登録者数 |   | 選挙当日有権者数 |   | 投票者数 |   | 棄権者数 |   | 投票率 |  | 備考 |
|---------|-----------|---|----------|---|------|---|------|---|-----|--|----|
|         | 男         | 女 | 計        | 男 | 女    | 計 | 男    | 女 | 計   |  |    |
|         |           |   |          |   |      |   |      |   |     |  |    |
|         |           |   |          |   |      |   |      |   |     |  |    |
|         |           |   |          |   |      |   |      |   |     |  |    |
|         |           |   |          |   |      |   |      |   |     |  |    |
|         |           |   |          |   |      |   |      |   |     |  |    |
|         |           |   |          |   |      |   |      |   |     |  |    |
|         |           |   |          |   |      |   |      |   |     |  |    |
|         |           |   |          |   |      |   |      |   |     |  |    |
| 期日前投票所名 |           |   |          |   |      |   |      |   |     |  |    |
| 計       |           |   |          |   |      |   |      |   |     |  |    |

2 投票総数、有効投票及び無効投票数

| 投票総数 | 有効投票数 | 無効投票数 | 備考 |
|------|-------|-------|----|
|      |       |       |    |

3 開票結果

| 裁判官氏名 | 罷免を可とする投票数 | 罷免を可としない投票数 | 記載を無効としたものの数 | 計（有効投票数） |
|-------|------------|-------------|--------------|----------|
|       |            |             |              |          |
|       |            |             |              |          |
|       |            |             |              |          |
|       |            |             |              |          |
|       |            |             |              |          |

注1 投票総数、有効投票数及び無効投票数の備考欄には、投票者数と投票総数の差がある場合その差及び理由を記載すること。  
 注2 開票結果の裁判官氏名は、告示順に記載すること。

第34号様式（第63条関係）（審査公報）

年 月 日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

大分県選挙管理委員会

備考

掲載欄は申請者数を勘案して審査のつど県選挙管理委員会が体裁等を定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第七号

衆議院議員、参議院（選挙区選出）議員、大分県知事及び大分県議会議員選挙執行規程（昭和三十年大分県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
第四十三条第一項中「第百六十九条第五項」を「第百六十九条第六項」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第八号

大分海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程（昭和四十三年大分県選挙管理委員会告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
第十一条中「第三章」を「第二章」に改め、「（第五条の規定を除く。）」を削り、「第四章」を「第三章」に改め、「第八条、」を削り、「第六章」を「第五章」に、「第七章」を「第六章」に、「第八章」を「第七章」に、「取扱規程第六章（投票）」を「取扱規程」に、「第四十条（投票所の開閉時刻）第一項但書」を「第四十条（投票所の開閉時刻）第二項」に、「第六条（投票所の開閉時刻）第二項」を「第六条（投票所の開閉時刻）第三項」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第九号

参議院議員、大分県議会議員及び大分県知事選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和四十六年大分県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第九号様式中「第201条の14第1項」を「第201条の15第1項」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第十号

大分県選挙管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
第三条第二項中「財団法人暴力追放大分県民会議（平成三年八月八日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人暴力追放大分県民会議」に改める。

第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「撤回請求」に、「申込みの申込」を「申込みの裁決」に改める。  
第十一号様式中「不届申立て」を「審査請求」に、「第16条」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第十一号

大分県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分県選挙管理委員会告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
第四号様式、第五号様式、第九号様式、第十二号様式及び第十六号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「申込みの決定」を「申込みの裁決」に改める。

第十八号様式中「不届申立て」を「審査請求」に、「第29条」を「第29条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月八日

大分県報号外（選管委告示）

大分県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十四年大分県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長

一

木

俊

廣

第五号様式及び第六号様式中「60□」を「360□」に改める。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第十三号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（昭和二十三年大分県選挙管理委員会告示第五十六号）は、廃止する。

平成二十八年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長

一

木

俊

廣